

男女共同参画会議(第51回)議事録

日時：平成29年3月24日(金) 17:10～17:50

場所：総理大臣官邸2階小ホール

【出席者】

議長	菅	義偉	内閣官房長官
議員	金田	勝年	法務大臣
同	岸田	文雄	外務大臣(代理 岸 信夫 外務副大臣)
同	麻生	太郎	財務大臣(代理 木原 稔 財務副大臣)
同	松野	博一	文部科学大臣(代理 義家 弘介 文部科学副大臣)
同	塩崎	恭久	厚生労働大臣(代理 古屋 範子 厚生労働副大臣)
同	山本	有二	農林水産大臣
同	山本	公一	環境大臣
同	松本	純	国家公安委員会委員長
同	加藤	勝信	内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
同	家本	賢太郎	株式会社クララオンライン代表取締役社長
同	柿沼	トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	小西	聖子	武蔵野大学人間科学部長
同	志賀	俊之	日産自動車株式会社取締役副会長
同	高橋	史朗	明星大学特別教授
同	辻村	みよ子	明治大学法科大学院教授
同	松田	美幸	福岡県男女共同参画センターあすばる館長
同	室伏	きみ子	お茶の水女子大学長
同	芳野	友子	日本労働組合総連合会副会長
出席者	石原	宏高	内閣府副大臣
同	豊田	俊郎	内閣府大臣政務官
同	長坂	康正	復興大臣政務官
同	富樫	博之	総務大臣政務官
同	中川	俊直	経済産業大臣政務官
同	根本	幸典	国土交通大臣政務官
同	小林	鷹之	防衛大臣政務官
同	萩生田	光一	内閣官房副長官
同	杉田	和博	内閣官房副長官

【議事次第】

1 開会

2 議題

- (1) いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等について
- (2) 男性の暮らし方・意識の変革について
- (3) 「女性活躍加速のための重点方針2017」の策定に向けた検討方針について

3 閉会

【配布資料】

- 資料1-1 女性に対する暴力に関する専門調査会報告書概要
- 資料1-2 女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題 ～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～
- 資料1-3 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する当面の対応について（加藤大臣提出資料）
- 資料2-1 男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会報告書概要
- 資料2-2 男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会報告書「男性の暮らし方・意識の変革に向けた課題と方策 ～未来を拓く男性の家事・育児等への参画～」
- 資料3 「女性活躍加速のための重点方針2017」の検討方針について（加藤大臣提出資料）
- 資料4-1 国際指標に示された日本の男女共同参画の現状について（辻村議員提出資料）
- 資料4-2 高齢女性が抱える経済、健康、社会問題（松田議員提出資料）
- 資料4-3 第51回男女共同参画会議議題に関する意見（林議員提出資料）
- 資料5 男女共同参画会議議員名簿

【議事録】

1. 開会

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

それでは、ただいまから第51回の「男女共同参画会議」を開催させていただきます。

お忙しい中、有識者の皆様方、足を運んでいただきまして、ありがとうございます。

有識者の皆様方には、この3月に改選ということで、引き続きの方、今回新たに任命された方、それぞれどうぞよろしくお願い申し上げます。資料5

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

2. 議題

(1) いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等について

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

まず、最初の議題「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等について」であります。

女性に対する暴力に関する専門調査会において、若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題について、報告書を取りまとめていただきました。辻村専門調査会長より御説明をお願いいたします。

○辻村議員（女性に対する暴力に関する専門調査会長）

辻村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、この度、女性に対する暴力に関する専門調査会において取りまとめた調査報告書の概要について、報告させていただきます。資料1-1 資料1-2

お手元の資料1-1及び資料1-2を御覧いただければ幸いです。資料1-1にタイトルや調査の概要を書いておりますが、調査の背景には、近年、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により、児童が性的な被害に遭うという問題や、あるいは、本人の意思に反して、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要する問題などが発生している状況がございます。

政府では、昨年5月に男女共同参画会議からの提案を受けまして、「女性活躍加速のための重点方針2016」におきまして、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえて、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図ることが決定されました。

当専門調査会では、これを受けまして、4回にわたりヒアリングを実施し、この問題の現状と課題を整理した報告書を取りまとめ、去る3月14日に公表いたしました。資料1-1の2ページ目以降にその概要が書いてございますが、報告書ではヒアリングをもとに「JKビジネス」やアダルトビデオへの出演強要について、その危険性や被害者の状況、若年層の意識、行政機関や民間団体などの取組状況を整理しております。

さらに、事務局の内閣府男女共同参画局におきまして、インターネット調査を実施いたしました。その結果は4ページ目の左段でございます。ちょうど中ほどにあるのですけれども、例えばモデルやアイドルとして契約をした後に、同意していない性的な行為の撮影を求められた人が約4人に1人おりました。さらにそのうちの約3人に1人が求められた行為に応じたという回答がございました。

このような調査結果を踏まえまして、6ページ目を御覧いただきたいと思いますが、「今後の課題」として取りまとめております。ここに書きましたように「更なる実態把握」「取締り等の強化」「教育・啓発の強化」「相談体制の充実・強化」「保護・自立支援の取組強化」を掲げております。これを踏まえまして、関係する各府省庁における取組を、今後一層、相互に連携して、スピード感を持って進めていただけることを期待しております。

当専門調査会としましても、随時進捗状況のフォローアップを実施したいと考えております。政府におきましては、早速今月（3月）21日に関係府省対策会議を設置され、この後、各大臣から緊急の取組について報告があると承知しておりますが、この取組が速やかに、かつ着実に実施されることを期待しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

ありがとうございます。

辻村専門調査会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、1年間積極的に御検討の上、報告書を取りまとめていただきました。改めて感謝申し上げます。

ただいまの辻村会長の御報告を受けまして、関係府省が連携して必要な対策を早急に講じていくため、官房長官の御指示も踏まえ、私を議長とし、関係7府省の部局長を構成員とする対策会議を設置いたしました。資料1-3

本日は、各府省における今後の取組、特に4月から緊急に講ずる取組を中心に、それぞれの大臣から御報告をお願いしたいと思っております。

まず、内閣府の取組を私から御報告させていただきたいと思っております。

内閣府では、4月から相談窓口の周知と、注意喚起などを図るためホームページを作成するとともに、様々な媒体を用いて、広報啓発を強化したいと考えております。

また、相談窓口については、相談したい方がどこに相談したらいいのか迷うことのないよう、困ったときはまずここに相談をしてください、という入り口になる相談窓口の周知を図りたいと考えております。

政府広報としては、若い女性が多く利用しているインターネットを使った広報を中心に検討しております。4月にはスマートフォン向けサイトのバナー広告を実施する予定であります。

このほか、若年層の性的な暴力の被害者支援を行っている民間団体の協力を得て、被害実態の更なる調査を行うとともに、被害者に対する相談・支援の在り方についても検討することとしております。

次に、松本国家公安委員会委員長・消費者担当大臣、お願いいたします。

○松本国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣（消費者）

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題及び「JKビジネス」問題に関し、国家公安委員会委員長として、警察の取組について申し上げます。

この種の事犯に対しては、各種法令を適用した厳正な取締りを推進するとともに、4月から5月にかけて緊急に講ずる対策として、アダルトビデオのスカウトに対する街頭での指導、警告、街頭補導の強化による「JKビジネス」で稼働する児童に対する指導、助言の取組を行ってまいります。

また、教育・啓発の取組として、4月からの新学期に合わせて、学校等関係機関と連携し、新入学時における呼び掛け、被害防止教室の開催等、高校生・大学生等が被害に遭わないための教育・啓発活動を強化してまいります。

さらに、相談体制の充実のため、こうした教育・啓発の機会や警察のホームページを始めとした様々な媒体を活用し、警察署、交番等の相談窓口でこれらの事案に関する相談を24時間、365日受け付けている旨を呼び掛けるなど、相談窓口の周知を図るとともに、相談に関わる担当のスキルアップに向けた取組も進めてまいります。

警察としては、厳正な取締り、女性に対する被害の未然防止、被害者の迅速な保護及び適切な支援に向けて、関係省庁と連携しながら、こうした緊急対策にしっかりと取り組んでまいります。

続いて、消費者担当大臣として一言申し上げます。

消費者行政としては、国民生活センターや全国各地の消費生活センターにおいて、消費者からの様々な相談を受け付けており、相談内容に応じ、消費生活相談員が助言等を行っております。

今後、これらの機関にアダルトビデオ出演強要問題に関する相談が持ち込まれた場合には、案件に応じて適切に警察、法テラス等の専門機関の紹介が行われるよう取り組んでまいります。

また、国民生活センターにおいては、平成28年11月に、タレント・モデル契約に関する消費者トラブルと併せて、アダルトビデオ出演強要問題に関する注意喚起を行ったところですが、関係省庁と連携しつつ、今後も注意喚起等の対応を行ってまいります。

以上です。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

ありがとうございました。続いて、金田法務大臣、お願いいたします。

○金田法務大臣

法務省の人権擁護機関におきましては、女性、子供を含め、広く人権に関する問題につきまして、各種啓発活動を実施いたしますとともに、人権相談に応じております。被害者から被害申告を受けた場合には、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じておるところであります。特にインターネット上の人権侵害情報については、その情報の掲載がプライバシー侵害や名誉毀損等の違法な人権侵害に該当すると認められます場合には、当該情報の削除をプロバイダー等に要請するなどの対応を行っております。

また、法務省が所管しております法テラス（日本司法支援センター）におきましては、犯罪被害者支援の一環として、相談窓口の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行っております。

さらに、若年層を対象とした性的な暴力に関し、検察当局におきましては、関係法令を積極的に適用するなどをしていただきまして、厳正に対処しているものと承知していただきまして、引き続き適切に対処されるものと承知してまいります。

法務省としては、こうした取組を着実に実施いたしますとともに、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

続いて、義家文部科学副大臣、お願いします。

○義家文部科学副大臣

アダルトビデオ出演強要問題等は著しい人権侵害であり、女性に対する深刻な暴力であることから、被害の防止、被害者支援に早急に取り組むべきと考えております。

文部科学省では、若年層が性的な暴力被害に遭う危険性が高いと考えられる、新生活がスタートする4月を捉えて、特に新入生に対して、性的な暴力の被害を予防する観点から、入学ガイダンスなどの機会に十分な注意喚起を行うとともに、必要な指導が行われるよう、大学等の関係機関に対して要請いたします。

また、文部科学省では、子供たちが被害に遭うことのないよう、情報モラル教育の推進、安全教育の一環としての防犯教育の推進等を実施しておりますが、今後も更なる充実を図ってまいります。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

引き続き、古屋厚生労働副大臣、お願いいたします。

○古屋厚生労働副大臣

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」等に関する取組について、厚生労働省としても検討しており、早急に実施に取りかかります。

具体的には、次の3点について考えております。関係機関や民間支援団体と連携した適切な相談体制の整備について。家庭に困難を抱える被害者等の居場所づくりや、心理的ケア、生活の立て直し・自立に向けた支援について。また、事業者等に対する労働関係法令の効果的な周知広報について。

以上につきまして、関係省庁と連携しながら、迅速に取り組んでまいります。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

続いて、富樫総務大臣政務官、お願いいたします。

○富樫総務大臣政務官

総務省では、インターネット上に流通した情報による被害に関する一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等について助言を行う「違法・有害情報相談センター」を設置・運営しているところであります。

総務省としては、このセンターに寄せられる相談事項その他関連情報について、適宜関係省庁への提供、共有を図るとともに、関係省庁の取組内容についても、必要に応じて関係事業者等に周知等を行い、この問題にしっかりと対応してまいりたいと考えております。以上です。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

ありがとうございました。

4月からの新年度に適切に対応できるよう、3月中に第2回の対策会議を開催し、緊急に講ずる対応策、今、各大臣からお話をいただきましたが、それらの取りまとめを図るとともに、5月中旬を目途に今後の政府の取組方針を取りまとめたいと思っております。

関係各大臣には、引き続きの御対応、御協力をよろしくお願い申し上げます。

(2) 男性の暮らし方・意識の変革について

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

続いて、議題2であります「男性の暮らし方・意識の変革」について、男性の暮らし方・意識の変革に向けた課題と方策について、専門調査会で取りまとめていただきました。

家本会長より御説明をお願いいたします。

○家本議員（男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会長）

男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会での議論について、御報告を申し上げます。[資料 2-1](#) [資料 2-2](#)

資料 2-1 を主に見ていただきながら、お話し申し上げます。

女性活躍推進に向けた取組が進む一方で、男性が家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参画する動きは、まだなかなか我が国においては進んでいない現状がございます。

資料 2-1 のグラフにございますとおり、我が国の家事・育児関連時間では、男女間で 7 倍の差があることや、欧米の主要国と比較した場合、男性が家事に携わる時間に特に大きな差が見られる状況がございます。目標に掲げております 150 分には程遠い状況で、女性の家事・育児等の分担割合が高いことがうかがえる状況です。

意義については、緑色の枠の中にごございますように、家庭では夫婦間の満足度向上、子供への好影響が期待されます。また、男性自身の職業生活では、段取り力やコミュニケーション能力の向上などの効果が期待され、仕事など業務の効率化や生産性向上なども実感されており、また、企業の業績にも好影響を及ぼすことが期待されることなど、多くのプラス面が挙げられます。さらに、左下のグラフにあるように、家事・育児に男性が関わる時間が長いほど第 2 子以降の子が多く生まれるということで、少子化対策としても有効であり、また、右下のグラフにありますとおり、結婚相手に望むこととして、男性の家事や育児の能力を上げる人が多いということがわかります。

具体的な取組としては、2 ページ目の紺色の枠の中を御覧いただきたいと思いますが、第 1 に、男性が家事・育児等を行う意義の理解促進について、各界トップを巻き込んだ連携、男性の家事のポジティブイメージの発信、こうしたムーブメント、世論の形成を行うこと。また、第 2 に、男性の家事・育児等への参画機会の創出に向けては、右上のグラフにございますように、男性の育児休業取得率が低い現状を踏まえ、育児休業・育児休暇等の取得に関する強力な促進や、地方公共団体等における食育関連事業、あるいは結婚支援事業などの取組との連携を促すなどを挙げております。また、第 3 に、家事・育児等の負担を軽減する取組の推進として、乳幼児連れでの外出時の負担を軽減する取組や、前回の男女共同参画会議でも挙がりましたが、乳児用の液体ミルクの開発・普及に向けた取組の推進等を提案いたしました。

1 ページ目の冒頭にもございます副題にも挙げましたが、男性がより積極的に家事や育児に参画することは、我が国の未来を拓くことにもつながると確信しております。男性の家事・育児等に関わることについては、女性活躍や働き方の改革とも表裏一体のことだと思っております。政府におかれましては、本提言も踏まえ、具体的な取組を検討いただき、着実に実行に移していただきたいことをお伝え申し上げます。

以上でございます。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

ありがとうございます。

家本専門調査会長をはじめ、委員の皆様方におかれては、約半年にわたり専門調査会において積極的な御議論をいただき、報告書を取りまとめていただきました。この機会に感謝申し上げますとともに、同専門調査会については、この報告書の取りまとめをもって設置目的を果たしたということでございますので、終了させていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

（３）「女性活躍加速のための重点方針2017」の策定に向けた検討方針について

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 資料3

それでは、議題3に移らせていただきたいと思います。「『女性活躍加速のための重点方針2017』の策定に向けた検討方針について」であります。

政府においては、第4次男女共同参画基本計画に基づき、毎年6月を目途に「女性活躍加速のための重点方針」を決定することとしております。本日は、本年策定する「女性活躍加速のための重点方針2017」に盛り込むべき内容について御議論いただきます。

初めに「女性活躍加速のための重点方針2017」（以下「重点方針2017」とする。）の検討方針について、私から御提案をしたいと思いますので、資料3を見ていただきたいと思います。

来月、女性活躍推進法が完全施行して1年となります。この間、様々な取組が行われてきておまして、制度的枠組みは構築されつつあると認識しております。今後は、この枠組みに基づく取組の徹底を図っていくこととなります。

さらに、我が国において、女性活躍を加速するためには、各界各層における自律的な取組を加速させることが非常に重要となります。

また、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等については、先ほど各大臣からも御説明があったとおり、早急な対策の実施が求められております。「重点方針2017」には、このような基本的な考え方を踏まえ、重点的に進めるべき具体策を盛り込んでいく必要があると考えております。

私からの説明は以上であります。

それでは、有識者の方からの意見を承りたいと思っております。

初めに、柿沼議員、お願いいたします。

○柿沼議員

それでは、3点お願いいたします。

まず、女性に対する暴力に関する専門調査会の報告についてですけれども、一員として活動をさせていただきました。そして、今、松本国家公安委員会委員長、それか

ら、金田法務大臣をはじめ、皆様から活動の取組を伺いました。

この「JKビジネス」とアダルトビデオ等の違法行為に対する罰則というのを全部読んでみました。職業安定法、児童福祉法、それぞれ児童に関する保護等に関する法律も整備されつつありますけれども、要は実効力だと思います。女性の立場からすると、罰金300万払えばその人を一人縛れてしまうのかというのがありますので、まだまだ甘いと思います。ただ、人権に配慮してもらった子供たちのためにも、罰則が規定されましたけれども、問題は実効力ということで、課題の一つにも挙がっておりますけれども、是非人権確保の視点から、悪質な業者に対し、行政境を超えてしっかりとした取り締まりを実施していただきたい。有名無実な法律とならないようにしていただきたいというお願いでございます。

2番目の男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会の報告につきまして、これからの長寿社会の中におきまして、男性も生涯にわたり人間として、地域で暮らせる社会人としての生きる力、実践力を身につけていただく必要があるかと思えます。若い頃ゲームやスマートフォンなどに没頭して人間関係が結べないまま大人になった青年が、結婚に対する積極性や手がかりをつかめないでいる場合が多いといわれます。家事・育児の問題に加えて、まず、婚活も進めなければいけないのではないかと思います。そして、年代を超えて食育あるいは家事セミナー等、家庭内の仕事や実習促進を進めて、具体性を高めていく必要があるのではないかと思います。

また、リタイアした方々が地域でたくさん活動していらっしゃるのですが、そういう方を目指して、各県どこでもシルバー大学等が開設されております。時間持ち、健康持ち、小金持ち、学習意欲が旺盛な方々で、活況を呈しておりますけれども、そこに少し補助金を出すことによって、カリキュラムの中に自立した男性の暮らし方、実践力を身につける講座を開設することを進める必要があるのではないかと、講師の一人として、行ったことがある立場から、必要性を感じております。

「重点方針2017」の策定に向けた検討方針につきまして、今、大臣からもお話がありました。1年経ちまして、女性活躍推進法が成立し、安倍総理のリーダーシップもあり、管理的女性の増加が見られつつございます。今度はこの経済のメカニズムの中での女性の自立を図っていく必要があると思えます。現在、女性活躍推進メニューあるいは導入企業に対し公共調達、なでしこ銘柄等が用意されておりますが、まだまだ地方まではその動きが活発となっていないのではないのでしょうか。今後はこれを全国に拡大していくことが大事です。

今後は、男性リーダーへの呼びかけ、あるいは地方自治体、さまざまな団体等への積極的な働きかけを実施した取組が不可欠ではないかと考えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

ありがとうございました。続いて、小西議員、お願いいたします。

○小西議員

私は精神科医でPTSDの治療を専門としております。特に今日の議題1について述べさせていただきたいと思いますが、今、特に性暴力被害者のトラウマ治療を専門的にやっているのですけれども、とても数が多いです。若い人の臨床なのですね。臨床では約3分の1の方が未成年で、もちろん幼少期から小学生、中学生、高校生、全部被害がありますけれども、特に高校生ぐらいの被害者はとても多いです。

こういうトラウマ体験の被害というのは、その後の人生に非常に大きな深刻な影響を及ぼすことがわかっていますけれども、性暴力被害はいろいろな体験の中でとりわけ影響が大きいものとして、これは国際的にも研究でも証明されていることです。

こういう未成年者の方の被害の特徴というのは、被害に遭ったこと自体が受け入れられなくて、そのことをなかったことにしたいという気持ちがとても強い。そのためにむしろ被害を否認してしまっ、何でもないことのように振る舞い、一方で、むしろ危険な性的行動とか、自傷行為とか、あるいは不登校とか、非行とか、そういう行動的な側面に影響が出てくるというのが特徴なのです。ですから、被害に遭っていて、とても失望して、絶望してという形になっていればわかりやすいのですけれども、実際にはそういう人たちが今、ここで問題になっているような「JKビジネス」とか、あるいは、性的な非行で矯正施設にいるとか、そういう形になっていることが多い。これが特徴だし、支援の難しいところだと思います。それから、このような若年者の不安定さとか、孤立感とか、あるいはタレントになりたいとか、モデルになりたいというような希望を利用して、実際にAVの強要などが行われている事例も実際に経験しております。そういう点では、若年者の性的被害に対する支援というのはかなり積極的にやらなければいけないことだということをずっと思っております。

今日初めて参加させていただきましたけれども、是非よろしくお願いいたします。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

ありがとうございます。続いて、志賀議員、お願いいたします。

○志賀議員

私、企業の立場で男性の暮らし方・意識改革についてのお話をしたいと思います。

日産自動車は多様性を企業戦略の根幹に捉えて、2004年から女性の活躍推進に取り組んでまいりました。日本の1,000人以上の製造業の平均で、女性の管理職が3.7%という数字の中で、おかげさまで9.1%、グローバルで見ると大変低いのですが、日本製造業の中では比較的頑張っている方だということで、本当に役員、部長クラスまで数値目標を持たせて、相当お尻をたたきながらやっておるのですが、正直申し上げまして、相当

中だるみで苦しくなっています。

と申しますのは、やはりいろいろな制度を良くしたり、会社の中に社内の託児所を設置したり、あるいは育児休暇、時短制度、在宅勤務等、制度とかハード、ソフトで一生懸命会社として支援をするのですが、やはり家事・育児と仕事の両立というステージに入ってくると、言うならば、会社が女性頑張れ、管理職目指せとやればやるほど苦勞を女性一人に押しつけている状態になるということで、少し女性の背中を押すのもやるのですが、男性にしっかりと家事・育児に取り組んでもらおうという活動を2～3年前からは始めています。

幾つかの活動を御参考までに御紹介しますと、会社全体として今の働き方改革につながるのですが、「Happy 8」ということで、仕事とプライベートの両立をやるということを会社のメッセージで言い続けていまして、有給休暇以外にファミリーサポート、これは介護も含んで年間12日間休めるとか、あるいは、男性社員に家族がふえるということ人事に登録すると、おめでとうメールを男性の従業員に送って、奥様がほかの会社に勤めていても、おめでとうメールの中でしっかりと奥さんを助けてあげてくださいね、みたいなメッセージを会社として出すとか、あるいは、パパになる前の男性社員を集めたセミナーを年間8回ぐらいやって、パパになったらちゃんと家事・育児を手伝うんだぞというようなことを、結構会社の方針として家事・育児を手伝うことがいいことだということをやっていると、ちょっとうれしい話なのですが、この間のプレミアムフライデーの中では、3時ごろから帰って、初めて子供の幼稚園の引き取りをやりましたみたいなことが社内のインターネットで紹介されたり、従業員が公開している自分のスケジュールに幼稚園のお迎えというのを入れるようになって、幼稚園のお迎えというのがスケジューラーに入っていますから、会議とか、彼、彼女らが入るところには会議を入れないとか、そういうことがほほえましくなってきました。

これは地道な活動なのですが、こういうことをやることによって、徐々に男性社員のマインドが変わるのかなと思っているのですが、こういう活動が全国に広がるように、是非政府として取り組まれている長時間労働の是正、働き方改革の中でも、男性の家事・育児参画を積極的にアピールして、具体的ないろいろなインセンティブを通じて、日本社会が変わるようにやっていただければと思います。以上です。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

ありがとうございます。続いて、高橋議員、お願いいたします。

○高橋議員

私は子供の教育を専門にいたしておりますので、教育の観点から、「子育て・介護の支援基盤の整備」に関して意見を申し述べたいと思います。

渡辺京二という方が平凡社から出しました『逝きし世の面影』という本によります

と、幕末から明治の初めにかけて来日した欧米人の多くが、当時の日本を「子供の楽園」と表現しております。

しかし、今日では、状況が一変いたしまして、精神科医の岡田尊司という方がベストセラーの本で出しておりますが、『母という病』『父という病』、なかなか母になれない、父になれない、そういう現実を描いているのですけれども、そういう状況が広がっておりまして、子育てをしている母親が孤立し、児童虐待や育児放棄が広がっております。

報道によりますと、こうした家庭基盤の崩壊という現状を踏まえて、家庭教育支援法制定の準備が進められているようでございます。

こうした新たな動向を踏まえて、女性が働きやすい環境整備という、労働・雇用の観点とともに、子供の幸福、子供の最善の利益を尊重し、親子の絆を深め、親子がきちんと向き合えるための環境を整備するという教育的観点との両立を図ることが重要であると思っております。よろしく願いいたします。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

ありがとうございます。続いて、辻村議員。

○辻村議員

最初に女性に対する暴力に関する専門調査会の立場で発言させていただきます。これは資料3の2ページ目、下から2つ目の論点にかかわるものでございます。

先ほどから若年層を対象とした問題について取り上げていただきましたが、これ以外にも、多くの課題がございまして、ここに性犯罪のことも書いてございます。これでは、例えば今国会に提出されております強姦罪を見直す改正法案とか、あるいは被害者支援のためのワンストップ支援センターの設置促進などの取組がございまして、また、ストーカー事案につきましては、ストーカー規制法の改正が行われまして、ツイッターやブログへの書き込みも規制対象になりましたので、それに対する適切な対応も必要となっております。また、DV、配偶者等からの暴力の問題では、市町村への配偶者暴力相談支援センターの設置促進など、たくさん問題がございまして、重点方針におきましても、これらの課題について取り上げていただき、各大臣におかれましても、暴力の根絶に向けた積極的な取組をお願いしたいと思います。

次に、議員の立場で、資料4-1を準備させていただきました。**資料4-1**

国際指標に示された日本の男女共同参画の現状ということで、毎年この参画会議の席上で、世界経済フォーラムの「ジェンダーギャップ指数」について、資料を提出してきましたので、今回も準備いたしました。昨年10月に2016年版が公表されましたところ、日本は調査対象144カ国中111位、総合点では100点満点にして66.6点です。前年は101位でしたので、順位を10下げてしまいました。4分野のうち健康と教育分野がほ

ば100点に近く、経済分野が56, 9点、政治分野が100点満点中10.3点で、著しく低くなっています。これらは前年と余り変わらないのですが、総合順位が10も下がっている理由は、ほかの国が努力をして状況を改善しているからであると言えます。諸外国ではポジティブアクション、特にクオータ制を積極的に導入して、改善しているためです。

その実例としまして、次のページの、IPUという国際団体が作成しております女性国会議員比率の世界ランキング表を御覧ください。これは隔月ぐらいに更新されていますが、2017年1月現在で193カ国中日本は163位です。前後はボツワナ、ガンビア、ブルネイ、マーシャル諸島、コンゴなどであり、大体日本はこれらの国と同じであることがわかります。

そして、上位30カ国のうち19カ国が途上国で、比例代表制の選挙制度のもとでクオータ制を採用している国が26カ国、法律によるクオータが14カ国、ポリティカルパーティークオータといいまして、政党の綱領で定めているのが12カ国です。このように、外国の取組を見ましても、日本が積極的な取組をしないと今後も追い抜かれてゆくことは明らかですので、「重点方針2017」でも政治分野について明記して、今後も積極的に取り組んでいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

ありがとうございます。続いて、松田議員、お願いいたします。

○松田議員

ありがとうございます。

福岡県の男女共同参画センターの館長をしております。県内の市町村で、職員向け、あるいは住民向けに講演をしますと、やはり地方創生を本当に実現するには、男女共同参画が実現しないといけないと感じます。このことに一番重要な課題として、高齢化の問題を意識しております。

お手元に資料4-2がございますけれども、日本の高齢女性が抱える経済的な問題、健康、社会的問題というのは、それまでの人生の様々な性別による不平等が凝縮されております。高齢者の生活を守るためには、もっともっともジェンダーに敏感な政策や取組が必要だと思っております。**資料4-2**

それを考えますと、今回の「重点方針2017」には、超高齢社会への対応のためにこそ女性活躍が必要だという視点が見えないのではないかと思います。先ほどは男性の生活のところで、子育て世代は男性と女性の家事の分担割合が7倍違うという話でしたが、お手元の資料を御覧いただきますと、日本の高齢者で家事を担っている割合は、男性と女性で30倍違います。アメリカ、ドイツ、スウェーデンのデータを御覧いただいても、これだけ男女の差がある国はありません。極端に女性の負担が大きい

ということは、高齢女性が地域の活動だとか、就労だとか、生涯学習だとか、様々な社会参画の機会を奪われます。豊かな経験や知恵を生かして子育て支援とか、地域防災などに貢献できる人材が活用されないということになってまいります。かろうじて今回の2017には自治会における女性活躍の推進という文言が盛り込まれているのですが、市町村の職員に聞きますと、これが一番難しい問題だと言っています。成功している地域では、自治会役員選定にクオータ制を入れたり、パリティを導入したりやっていますので、是非政府としても基礎自治体の方々がそうしたポジティブアクションを地域活動に導入して推進できるように御支援いただけたらと思っております。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

それでは、室伏議員、お願いいたします。

○室伏議員

ありがとうございます。

今、私たちの社会は地球規模の様々な課題を抱えております。その中で、新たな道を拓くために、多様な視点からの科学技術イノベーションの必要性がうたわれております。特に、女性の視点の導入と、そのための理工系女性人材の育成及び活動の確保、拡充が不可欠です。

お茶の水女子大学、私の大学でございますが、ここでは1875年の創設当初から理系女性人材の育成を推進して、すぐれた教育者、化学者、研究者を数多く輩出してまいりました。また、2004年の法人化を機に国の化学教育の推進を目標といたしまして、人々に向けた活動を行ってまいりました。その中で、初等中等教育段階の女子生徒・児童、そして、彼女たちを取り巻く両親、教員たち等を対象にいたしまして、理工系分野を女性たちが学ぶことで、将来の道が大きく広がるということを伝える活動を続けております。

今後は、さらに他の大学、研究機関、企業、地域と連携いたしまして、この活動を推進し、我が国の理工系女性人材の育成、活躍促進のために努力していきたいと考えております。

政府の皆様におかれましても、女性の資質、能力を十分に生かして、希望あふれる日本をつくるために、是非御協力、御支援をお願いいたします。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画） ありがとうございます。

それでは、芳野議員、お願いします。

○芳野議員

ありがとうございます。「重点方針2017」について発言をさせていただきたいと思

います。

女性活躍推進法が完全に施行されてから、行動計画の届け出義務のある事業主の99.9%が提出しているところがございますけれども、職場の実態としては、労働者までこの法律の存在が余り浸透していないという声が出ております。企業の中では女性が管理職になるための研修ですとか、女性の部下を持つ管理職の研修などの様々な取組が始まっていますが、この取組が女性活躍推進法と結びついていないというところが見受けられますので、法律の実効性を高めるための取組もお願いしたいと思えます。

もう一点は、男性の働き方、暮らし方・意識の変革が項目として入っていますが、意識啓発にとどまらず、働き方改革で議論をしてきました長時間労働の是正ですとか、その前提にある性別役割分担意識の払拭、ジェンダーハラスメントの問題についての取組もお願いしたいと思えます。

最後に一言だけ、旧姓使用の拡大が入っておりますが、この男女共同参画会議での旧姓使用が今年から認められたとお伺いをしました。グローバル化の中で日本がやはり後れをとらないように進めていくという意味では、こうした点についてもしっかりと取組を強化していただければと思えます。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

ありがとうございます。

家本議員はよろしいですか。ありがとうございます。

また、林議員からは意見の提出が書面においてございます。御参照いただきたいと思えます。資料4-3

それでは、大変恐縮ですけれども、それぞれの大臣の方からの時間がございませんので、もし必要があれば、後で、書面等で提出いただければと思えます。

それでは、「重点方針2017」については、資料の方針に沿って調査検討を、ただいま頂いた意見も踏まえながら進めさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

ありがとうございました。

それでは、「重点方針2017」については、重点方針専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会において、調査検討を行っていただきたいと思っております。

また、各有識者の議員方も、追加で御意見があれば、どんどんお出しいただければと思っております。

それでは、ここでプレスが入ります。

(プレス入室)

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

それでは、最後に、議長であります菅官房長官から御発言をいただきます。

○官房長官

本日は、新しいメンバーの下の初めての会合になりましたが、活発な御議論をいただきまして、感謝申し上げます。

また、両専門調査会長におかれましては、報告書を取りまとめていただきまして、感謝申し上げます。

いわゆるアダルトビデオへの出演を本人の意に反して強要される問題や、「JKビジネス」問題など、若年層の女性を狙った性的な暴力の問題は極めて重大な人権侵害であります。間もなく4月になり、進学や就職など、若者の生活環境が大きく変わる時期になります。本日関係府省の大臣から、3月中に取りまとめる予定の緊急に講ずる具体的な対応策について御報告がありました。内閣府を中心に各府省との連携を高める検討を再度行って、実効性のあるものにしていただきたいと思います。

また、引き続き加藤大臣を中心に、政府一丸となって検討をすすめ、5月中旬を目途に今後の取組方針をまとめていただきたいと思います。

昨年4月に女性活躍推進法が完全施行され、今後はこの制度的枠組みを基盤として、各界各層における女性活躍のための自律的な取組を促進する段階に入ります。各府省におかれては、本日の有識者の皆さんからの意見や、今後の重点方針専門調査会等の議論も踏まえ、「重点方針2017」に盛り込まれるべき施策の具体化を進めていただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

ありがとうございました。それでは、プレスの方は退室をお願いいたします。

(プレス退室)

3. 閉会

○加藤内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

それでは、本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。それぞれの専門調査会の日程については、また後日連絡させていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上